

京都市職員共済組合貸付規程施行細則の一部を改正する細則を公告する。

平成 19 年 1 月 7 日

京都市職員共済組合

理事長 星川茂一

京都市職員共済組合貸付規程施行細則第 1 号

京都市職員共済組合貸付規程施行細則の一部を改正する細則

京都市職員共済組合貸付規程施行細則の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 11 年 4 月 1 日」を「平成 20 年 1 月 1 日」に、「当該末日の翌日以降 3 月までの日で理事長が定める日。以下「特例期間の終了日」という。）においては、特例として、第 5 条の」を「当該末日の翌日以後 3 月までの日で理事長が定める日（以下「特例期間等の終了の日」という。）までの間においては、特例として、京都市職員共済組合貸付規程第 5 条の」に、「当該財政融資資金利率が改定された日（理事長が必要と認める場合には、当該改定された日以後 3 月までの間で理事長が定める日。以下「改定日等」という。）から当該各号に定める利率とする。」を「当該各号に定める日から、当該各号に定める利率とする。」に改め、同項第 1 号中「2.75 パーセント」を「2.4 パーセント」に改め、同号ア中「1 日につき 0.008931506 パーセント」を「1 日につき、毎年の 1 月 1 日及び 7 月 1 日から、1 月 1 日にあっては直近の 10 月 1 日、7 月 1 日にあっては直近の 4 月 1 日における財政融資資金利率に 0.26 パーセントを加えた利率に 365 分の 1 を乗じて得た利率（当該利率に小数点以下第 9 位未満の数があるときは、これを切り捨てた利率）」に改め、同号イ中「1 日につき 0.007452054 パーセント」を「1 日につき、毎年の 1 月 1 日及び 7 月 1 日から、1 月 1 日にあっては直近の 10 月 1 日、7 月 1 日にあっては直近の 4 月 1 日における財政融資資金利率に 0.26 パーセントを加えた利率に 12 分の 10 を乗じて得た利率（当該利率に小数点以下第 2 位未満の数があるときは、これを四捨五入した利率）に 365

分の 1 を乗じて得た利率（当該利率に小数点以下第 9 位未満の数があるときは、これを切り捨てた利率）」に改め、同号ウ中「1 日につき 0.008219178 パーセント」を「1 日につき、財政融資資金利率に 365 分の 1 を乗じて得た利率（当該利率に小数点以下第 9 位未満の数があるときは、これを切り捨てた利率）」に改め、同項第 2 号中「2.25 パーセントを超える年 2.75 パーセント」を「2.4 パーセント」に改め、同号ア中「1 日につき 0.007561643 パーセント」を「財政融資資金利率が改定された日（理事長が必要と認める場合には、当該改定された日以後 3 月までの間で理事長が定める日（以下「改定日等」という。）から 1 日につき 0.007287671 パーセント」に改め、同号イ中「1 日につき 0.006301369 パーセント」を「改定日等から 1 日につき 0.006082191 パーセント」に改め、同号ウ中「1 日につき 0.006849315 パーセント」を「改定日等から 1 日につき 0.006575342 パーセント」に改め、同項第 3 号を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

(改正附則の一部改正)

2 京都市職員共済組合貸付規程施行細則の一部を改正する細則（平成 18 年 5 月 17 日組合細則第 1 号）附則第 3 項から第 5 項までを削る。

(利息等に関する経過措置)

3 平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 6 月 30 日までの間における京都市職員共済組合貸付規程施行細則（以下「改正後の細則」という。）附則第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中「2.4 パーセント」とあるのは「2.2 パーセント」と、「3.2 パーセント」とあるのは「2.6 パーセント」とし、同項第 2 号中「2.4 パーセント」とあるのは「2.2 パーセント」と、同号ア中「0.007287671 パーセント」とあるのは「0.006739726 パーセント」と、同号イ中「0.006082191 パーセント」とあるのは

「0.005616438 パーセント」と、同号ウ中「0.006575342 パーセント」とあるのは  
「0.006027397 パーセント」とする。

4 平成 20 年 7 月 1 日から平成 21 年 6 月 30 日までの間における改正後の細則附則第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中「3.2 パーセント」とあるのは、「3.0 パーセント」とする。

(総務局人事部厚生課)